

[抗議声明] 不当判決！ 政府の原発回帰に追随

一審勝訴判決を覆し、福島原発事故の教訓を投げ捨て、 国・関電の主張を丸のみ

国相手の大飯原発 3・4 号 設置変更許可の取り消しを求める裁判（大阪高裁）

5 月 28 日大阪高裁は、大飯原発 3・4 号の設置変更許可の取り消しを求める裁判で、一審原告勝訴の判決を覆す不当判決を下した。私たちは、これに強く抗議する。

14 時に開廷した 202 号大法廷で、川畑正文裁判長は「一審判決を取り消す」旨の主文をわずかに数分読み上げただけで、判決理由を述べることもなく、逃げるように席をたった。

大阪地裁の一審判決は、原発の設置許可を取り消した画期的判決だった。しかし高裁判決は、国の主張をほぼ全面的に認める内容で、政府の原発回帰に追随し、付度した。司法の責任を回避した無責任極まりない判決であり、裁判所の墮落そのものだ。

裁判の最大の焦点は、地震動評価に用いる地震規模に、経験式の有する「ばらつき」を考慮する必要があるかという点だった。一審判決では、経験式で算出される地震規模は平均値であり、「平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震規模を設定するのが相当」として、「これ自体を関電は検討しておらず、そのような設定（上乘せ）をしなかった」と断じ、国の「調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落がある」と結論づけた。

他方で高裁判決は、「経験式が有するばらつきの考慮は必要であるが」としながら、「不確かさ」で主要なパラメータ（断層面積、アスペリティの位置等）を保守的に（安全側に）設定しているため、「ばらつき」を考慮した上乘せは必要ないとする国と関電の主張をそのまま認めた。

しかし、地震規模の「ばらつき」と「不確かさ」は全く別のもので、「ばらつき」を「不確かさ」で置き換えることは論理のすり替えそのものだ。入倉・三宅式による地震規模の平均値に「ばらつき」の標準偏差を考慮すれば、基準地震動は 1150 ガルとなる。国と関電が主張する 856 ガルでは耐震安全性は保障されない。

敷地内破砕帯の評価についても、新 F-6 破砕帯の活動性評価では、目視できないわずかな hpm1 火山灰（23 万年前の大山最下部火山灰。3,000 粒中に 0.1 粒、最大で約 250 粒程）を、理由も示さず降灰層準と認めている。そして、新 F-6 破砕帯がこの火山灰層に変位を与えていないとして活断層ではないと断定した。敷地の三次元反射法探査は「必須ではない」として一審原告の主張を退けた。

重大事故対策では、汚染水対策はすぐに必要ではなく、放射性プルーム対策として放水砲とシルトフェンスでよしとしている。福島原発事故の深刻な汚染水問題にも目をつぶっている。

高裁判決は、これらすべてで国と関電の主張を丸のみし、「原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められず」と結論づけた。福島原発事故の教訓を投げ捨てた、危険極まりない判決だ。

高裁判決は許しがたいものだが、他の原発裁判への影響を考慮し、上告は断念する。原発を止めるため、乾式貯蔵施設・中間貯蔵に反対し、六ヶ所再処理工場・核燃サイクルを止めるため、今後も全国の運動と連帯し、脱原発に向けて運動を進めていく。

2026 年 6 月 3 日 おおい原発止めよう裁判の会

連絡先（美浜の会気付）大阪市北区西天満 4-5-8 八方商事第 2 ビル 301 mihama@jca.apc.org